

令和7年度第2回川崎市医療機関物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、光熱費及び食材費に係る物価高騰の影響を公定価格のため医療費に転嫁できない医療機関への事業継続に向けた支援として、令和7年度第2回川崎市医療機関物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支援金の交付対象者)

第2条 支援金の交付対象者は、川崎市内に所在し、かつ次条に定める支援対象期間に運営を継続した医療機関のうち、病院及び有床診療所（ただし、令和7年10月1日以前に健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく保険医療機関の指定を受けた施設に限る。）（以下「交付対象事業所」という。）につき、当該交付対象事業所を運営する事業者（以下「交付対象事業者」という。）に交付する。

(支援対象期間)

第3条 支援の対象となる期間（以下「支援対象期間」という。）は、令和7年10月1日から令和7年12月31日とする。

(支援金額)

第4条 支援金の交付額は、別表に基づき算定するものとする。

(支援金の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする交付対象事業者は、令和7年度第2回川崎市医療機関物価高騰対策支援金に係る交付申請書（第1号様式）及びその他市長が特に必要と認める書類を、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 原則として、交付対象事業所を複数有する交付対象事業者は、当該交付対象事業所ごとに申請を行うものとする。

(支援金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請書が提出されたときは、これを審査し、支援金の交付決定をした場合、申請者に対し、令和7年度第2回川崎市医療機関物価高騰対策支援金交付決定通知書兼額確定通知書（第2号様式）により通知するものとする。なお、支援金を交付しないと決定した場合、申請者に対し、令和7年度第2回川崎市医療機関物価高騰対策支援金不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付決定をしたときは、申請者に対し速やかに支援金の交付を行うものとする。

(決定の取消し)

第7条 市長は、支援金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付対象事業者に該当しないことが判明した場合
- (2) 支援金の交付決定の内容又はこれに付した条件又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反した場合
- (3) その他、偽り等不正の手段により支援金の交付を受けたことが判明した場合

(支援金の返還)

第8条 市長は、支援金の交付決定を取り消した場合において、本事業の当該取消しに係る部分に関し既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

(報告及び調査)

第9条 市長は、支援金の適正な交付のため必要があると認めるときは、交付対象事業者に対し、報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(暴力団排除)

第10条 川崎市暴力団排除条例（平成24年3月19日条例第5号）第2条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、支援金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員
- (3) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 法人その他の団体（以下「法人等」という。）であってその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの又は暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するもの

2 市長は、必要に応じ支援金の交付を申請した事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に確認することができる。ただし、当該確認のために個人情報神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 市長は、支援金の交付を受けた事業者が第1項各号のいずれかに該当するとき、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(書類の整備等)

第11条 支援金の交付を受けた事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を支援金の交付を受けた日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

2 支援金の交付を受けた事業者が前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は市長）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（届出事項）

第12条 支援金の交付を受ける者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

- （1） 住所、氏名又は法人名を変更したとき。
- （2） その他申請内容に変更があったとき。

（その他）

第13条 その他、事業の実施に当たり、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月20日から施行する。

別表

区分	対象機関	支援額
1	病院（特別高圧受電）	1床当たり 16,000 円
2	病院（特別高圧受電を除く）	1床当たり 15,000 円
3	有床診療所のうち、病床数が3床以上の医療機関	1床当たり 15,000 円
4	有床診療所のうち、病床数が2床以下の医療機関	1施設当たり 30,000 円

備考

- 1 各病院及び診療所における病床数は、令和7年12月31日時点における医療法第27条に基づく使用許可病床数とする。ただし、令和7年10月1日から12月31日の間において、一度も稼働していない病床は除く。
- 2 本支援金の対象となる特別高圧電力とは契約電力が2,000kw以上、かつ供給電圧が20,000V（20kV）以上であることを指す。

川崎市長

令和7年度第2回川崎市医療機関物価高騰対策支援金に係る交付申請書

令和7年度第2回川崎市医療機関物価高騰対策支援金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて交付を申請します。なお、交付を受けるにあたっては、令和7年度第2回川崎市医療機関物価高騰対策支援金交付要綱を遵守します。

（添付書類）

その他市長が必要と認める書類（ ）

※交付決定・不交付決定通知書は、申請された所在地（住所）、申請者様宛に送付されます。

申請者種別 ※番号のみ記載してください		1, 法人 2, 個人
法人の名称 ※法人のみ記載		
申請者の職名・氏名	(職名)	(氏名)
申請者の所在地 ※個人の方は自宅住所	〒 -	
施設区分		1, 病院（特別高圧受電）※1 3, 診療所（有床3床以上） 2, 病院（特別高圧受電を除く） 4, 診療所（有床2床以下）
施設名称		
施設所在地	〒 -	

※1 高圧電力とは契約電力が2,000kw以上、かつ供給電圧が20,000V（20kV）以上であることを指します。

使用許可病床数 ※2	床	交付申請額	円
------------	---	-------	---

※2 令和7年12月31日時点における医療法第27条に基づく使用許可病床数とします。
ただし、令和7年10月1日から12月31日の間において、一度も稼働していない病床は除きます。

本支援金に係る連絡先	担当者名	
	電話番号	
	メールアドレス	
誓約・同意	<input type="checkbox"/> 以下の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。 （誓約・同意事項を御確認のうえ、チェック☑をしてください。）	

【誓約・同意事項】

- 本申請書に記載した医療機関（以下「申請施設等」という。）は、令和7年12月31日まで運営を継続していません。
- 本支援金を重複して申請していません。
- 代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者はありません。
- 申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、交付要件に該当しないことが判明した場合には、本支援金を返還します。また、前記により当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
- 申請後に、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がいないことを確認するため、県からの求めがあった場合は確認に必要な個人情報の提出に応じ、情報を神奈川県警察本部に照会することについて、代表者及び役員全員が同意しています。

第2号様式（第6条関係）

令和7年度第2回川崎市医療機関物価高騰対策支援金交付決定通知書兼額確定通知書

川 崎 市 指 令 健 地 域 第 号
住 法 代 表 人 者 所 名 名
(病 院 名)

令和__年 月 日付けで申請のありました、令和7年度第2回川崎市医療機関物価高騰対策支援金については、令和7年度第2回川崎市医療機関物価高騰対策支援金交付要綱第6条により、審査の結果、当該給付金の交付を決定し、その額を確定しましたので、以下のとおり通知します。

交付決定額： 円

令和__年 月 日

川崎市長 福田紀彦

※ 次の事項が生じたときは、給付金の交付決定の全部を取り消す場合があります。

- (1) 第2条の要件に該当しないとき。
- (2) 第10条の交付対象外の要件に該当するとき。
- (3) 虚偽の申請又は不正な手段により給付金の交付を受けたとき。
- (4) 法令、要綱、補助金規則、又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき。
- (5) その他給付金を交付することが適当でないと認められる事由が発生したとき。

第3号様式（第6条関係）

令和7年度第2回川崎市医療機関物価高騰対策支援金不交付決定通知書

川 崎 市 指 令 健 地 域 第 号
住 住 住 住 住 住 住 住 住 住
法 法 法 法 法 法 法 法 法 法
代 代 代 代 代 代 代 代 代 代
（ 病 院 名 ）

令和__年 月 日付で申請のありました、令和7年度第2回川崎市医療機関物価高騰対策支援金については、令和7年度第2回川崎市医療機関物価高騰対策支援金交付要綱第6条により、審査の結果、不交付と決定したので通知します。

不交付決定理由	
---------	--

令和__年 月 日

川崎市長 福田紀彦